

屋久島町新学校給食センター整備基本計画策定支援業務委託
提案競技実施要項

令和7年8月

屋久島町教育委員会教育総務課

屋久島町新学校給食センター整備基本計画策定支援業務委託
提案競技実施要項

1 目的

本要項は、「屋久島町新学校給食センター整備基本計画策定支援業務委託」の受託者について、公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、必要な事項を定めたものである。

2 業務概要

- (1) 業務名 屋久島町新学校給食センター整備基本計画策定支援業務委託
- (2) 業務内容 資料1「委託業務仕様書」に記載の通り
- (3) 業務場所 鹿児島県熊毛郡屋久島町小瀬田849番地20
屋久島町教育委員会 教育総務課
- (4) 業務期間 契約締結日から令和8年3月20日まで
- (5) 提案限度額 17,600,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 選定スケジュール（予定）

日程	内容
令和7年8月1日(金)	公募開始
令和7年8月20日(水) 17時まで	質問書の提出期限
令和7年8月25日(月)	質問書の回答期限
令和7年8月29日(金) 17時まで	参加申込期限
令和7年9月30日(火) 17時まで	提案書提出期限
令和7年10月15日(水) 13時30分から	受託候補者選考会
令和7年10月17日(金)	受託候補者決定
令和7年10月24日(金)	業務委託契約締結

4 参加資格

- (1) 屋久島町の入札参加資格（役務の提供）を有する者で、本提案競技の公募開始日から業務委託契約の締結日までの間に、屋久島町の競争入札参加停止措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。
- (2) 過去5年以内において、学校給食センター整備に係る基本計画策定業務又は学校給食整備運営事業に係るアドバイザー業務の受託実績を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）

に基づく破産手続開始の申立てがなされた者でないこと。

- (6) 銀行取引停止、主要取引先から取引停止等の事実があるなど、経営状態が著しく不健全でないこと。
- (7) 市町村民税を滞納していない者であること。
- (8) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (9) 次のアからオまでのいずれにも該当しないこと。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

5 参加申込み

- (1) 提出書類 提案競技参加申込書（様式1）
- (2) 提出期限 令和7年8月29日（金）17時まで
- (3) 提出方法 郵送又は持参
※郵送の場合は、封筒に「提案競技参加申込書在中」と記載し、特定記録又は簡易書留で送付すること（提出期限内に必着）
- (4) 提出先 「15 問い合わせ・書類送付先」に記載のとおり
- (5) その他 提案競技参加申込書を提出していない事業者は、本提案競技への参加を不可とする。

6 質問書の提出及び回答

- (1) 提出期間 令和7年8月1日（金）から8月20日（水）17時まで
- (2) 提出方法
 - ア 提案競技参加に係る質問は、質問書（様式2）に記載し、「15 問い合わせ・書類送付先」宛てに電子メールで提出すること。
 - イ 質問書を提出した場合は、提出後に「15 問い合わせ・書類送付先」へ受信確認の連絡（電話）を行うこと。
 - ウ 電子メール以外の方法による質問（電話又は口頭による質問）には応じない。
- (3) 回答方法
令和7年8月25日（月）までに、質問を提出した全ての事業者に対して、電子メールで回答

する。なお、質問書を提出した事業者名は非公開とする。

7 提案書の提出

「5 参加申込み」の手続きにより参加申込みを行った事業者は、提案書を提出すること。

(1) 提出書類

下記アからオまでの書類を提出すること。なお、アからエについては、屋久島町の指名業者に登録されていない事業者は「15 問い合わせ・書類送付先」宛に提案書等と併せて提出してください。

- ア 会社概要（事業概要が分かるパンフレットでも可）：1部
- イ 法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないことの証明：1部
- ウ 屋久島町の町税に係る徴収金に滞納がないことの証明：1部
（屋久島町に住所が無い場合は本社所在地の市町村が発行する証明）
- エ 法人登記簿（現在事項全部証明書）：1部
- オ 事業提案書：正1部、副10部

(2) 提出期限 令和7年9月30日(火)17時まで

(3) 提出方法 郵送又は持参

※郵送の場合は、封筒に「提案書在中」と記載し、特定記録又は簡易書留で送付すること（提出期限内に必着）

(4) 提出先 「15 問い合わせ・書類送付先」に記載のとおり

(5) 提出部数 正本1部、副本10部

(6) その他 提出期限経過後における書類の差し替え及び再提出は認めない。ただし、本町が指示した場合は、この限りでない。

8 提案書の作成方法

(1) 提案書には、「4 参加資格」(2)を満たす業務受託実績及び責任者・担当者の業務経験・保有資格のほか、資料1「業務委託仕様書」の内容を踏まえ、具体的な取組方法やスケジュール等を必ず記載すること。

(2) 提案書は、1応募者につき1提案とする。

(3) 提案書の作成にあたっては、学校給食センターの整備運営に関して専門知識を有しない者でも容易に理解できる配慮を行うなど、見やすく明確に記載すること。

(4) 提案書は、A4判の片面印刷とし、上限枚数は10頁（表紙・目次を除く）とする。フォントは自由とするが、文字のサイズは、11ポイント以上（図表中の文字を除く）とすること。また、提案書の下段中央には、ページ番号を付すこと。

(5) 提案書の表紙には、宛名「屋久島町」、標題「屋久島町新学校給食センター整備基本計画策定支援業務委託」「提出年月日」を記載してください。

(6) 表紙に関して、正本には、会社名称、所在地、代表者名を記載し、代表者印を押印すること。副本には、会社名称、所在地、代表者名を記載しないこと。

(7) 提案書全体にわたり、会社名称、社章、商標など、企業名が特定できる情報を記載しないこと。

(8) 提案書には、下記の書類を添付すること。下記は、提案書の上限枚数に含めない。

ア 「4 参加資格」(2)を満たす業務受託実績を証明する書類(契約書の写し等)

・ 副本は、応募者の企業名が分からないようにマーカー等を付すこと。

イ 見積書：正1部、副10部

・ 正本に添付する見積書は、会社名称、所在地、代表者名を記載し、代表者印を押印すること。

・ 正本に添付する見積書は、会社名称、所在地、代表者名の記載、代表者印にマーカー等を付すこと。

・ 見積金額は、本業務期間内に実施する提案内容の一切を含んだ額とすること。

・ 見積金額は、消費税及び地方消費税相当額を含まない金額を記載すること。

・ 任意様式により見積金額の内訳書を添付すること。

9 受託候補者選考概要

(1) 選考会

屋久島町が設置する選考会において、資料2「提案競技に係る評価項目・評価基準」に基づき提案内容を評価し、最も評価点が高い提案者を最優秀提案者(受託候補者)とします。

提案者によるプレゼンテーションを次のとおり実施します。

ア 日 時 令和7年10月15日(水) 13時30分から

イ 会 場 屋久島町本庁舎 屋久島ホール(受付・控室は委員会室2)

ウ 時 間 1 提案者につき30分以内(提案20分、質疑応答10分)

エ 人 数 1 提案者につき3名まで

オ その他 プレゼンテーションは業務受託後選任予定の担当技術者が、提案した提案書に基づき行ってください。

プロジェクター、スクリーンは会場に備え付けのものを使用できます。

10 選定方法及び審査結果の公表

本提案競技の応募者が提出した提案書類の記載内容について、資料2「プロポーザルに係る評価項目・評価基準」に基づいて評価を行い、最も評価点が高い応募者を受託候補者とする。

審査結果は、令和7年10月17日(金)に応募者へ電子メールで連絡する予定。併せて、屋久島町のホームページ上で公表することを予定している。

11 提出書類の取り扱い

(1) 提出書類に関し、提出後に記載内容の修正、変更、追加は原則として認めない。ただし、本町から指示がある場合は、この限りでない。

(2) 提出書類は返却しない。なお、提出書類は、契約に至った場合に使用するほかは、本手案競技の審査以外の目的で応募者に無断で使用しない。

(3) 提出書類は、審査事務に必要な範囲で複製することがある。

(4) 提案書の内容は、協議により変更を求めることがある。

12 失格要件

次のいずれかに該当する場合は、失格となることがある。

- (1) 条件を満たさない提案を行った場合
- (2) 提出書類に虚偽があった場合
- (3) 審査に関して不正な行為が認められた場合
- (4) 業務推進に必要な手続きを行わない場合

13 契約手続き

受託候補者とは、提案内容を基本として、本業務に係る仕様等を決定する協議及び調整を行ったうえで、随意契約の締結手続きを行う。なお、契約締結に至らない場合は、次点の応募者と業務委託契約手続きのための協議を行う。

14 その他留意事項

- (1) 本提案競技への応募手続き及び提出書類作成に係る費用は、応募者の負担とする。
- (2) 審査結果に関する質問には一切回答しない。
- (3) 本業務に係る成果品は、屋久島町に帰属する。

15 問い合わせ・書類送付先

屋久島町教育委員会 教育総務課

〒891-4292 鹿児島県熊毛郡屋久島町小瀬田849番地20

電話番号：0997-43-5900

Eメール：kyouiku@town.yakushima.kagoshima.jp